

# 「若年層・働き盛り層に向けた自殺予防に係る啓発業務」委託仕様書

## 1 業務の名称

若年層・働き盛り層に向けた自殺予防に係る啓発業務

## 2 趣旨

自殺の危険因子のうち、精神疾患は最も重要なものとされている。自殺者の9割程度は何らかの精神疾患に罹患していると考えられている一方で、亡くなる前に精神科等を受診する方は5割に満たないとするデータもあり、「死にたい」という希死念慮を抱える方が必ずしも精神科等を受診していない現状にあると推察される。

また、県民を対象として実施した「自殺対策に対する調査（令和3年度）」の結果では、「自身の『うつ病のサイン』に気付いたとき、精神科や公的機関等の相談窓口にご相談しようと思うか」との問いに「思わない」と回答する方の割合が、特に未成年・20～50代で多くなっていた。

これらのことから、若年層・働き盛り層を主なターゲットとし、精神的不調を感じた時に早期に精神科等を受診すること及び相談窓口にご相談することの必要性に関する啓発を行う。

## 3 業務実施期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 4 事業費

3,000,000円以内（消費税および地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

当該事業を受託する者（以下「受託者」という。）は、以下の内容に従って業務を実施する。

### (1) 業務内容

#### ア インターネット広告・SNS 広告等

・実施時期：下記の重点実施時期を中心に、啓発を行う。

【重点実施時期】①令和5年9月頃（9/10～9/16の自殺予防週間を含む期間）

②令和6年3月頃（自殺対策強化月間）

・使用する媒体例

①インターネット広告：バナー広告等

②SNS 広告：LINE、Twitter 等

※その他、効果的な広告手段があれば提案すること。

※最終的な広告手法は、県と協議の上、決定すること。

#### イ 広報素材の作成

上記アの実施にあたり、使用する媒体に適切な広報素材（バナー・ランディングページ等）を作成すること。

なお、作成したバナー等のデータを本県へ提供すること。

## (2) 広報戦略の検討及び目標設定

広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、クリック率の向上や広告入札単価を下げる改善策（キーワードの再設定、バナーの変更、広告媒体・ターゲティングの見直し等）について、定期的に県に報告するとともに改善策を協議の上、実施すること。

## 6 業務実施上の留意点

広報の内容及び時期については、本県と協議・調整のうえ、実施すること。また、本県が必要とする場合、業務に関する協議及び打合せを随時行うものとし、本県が指示する場合、資料および情報の提供を行うものとする。